

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第36号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第36号 (裏) 中

株式等譲渡所得割	第71条の58第1項	ゴルフ場利用税	第92条第1項	鉦区税	第198条第1項	狩猟税	第700条の64第1項
----------	------------	---------	---------	-----	----------	-----	-------------

を

株式等譲渡所得割	第71条の58第1項	ゴルフ場利用税	第92条第1項	鉦区税	第198条第1項	狩猟税	第700条の64第1項
軽自動車税環境性能割	附則第29条の9第1項						

に、

2 納付 (納入) 場所

3 納期限後の納付 (納入)

を

「

2 納付（納入）場所

3 納期限後の納付（納入）

」

に、「その期限が地方税法第19条の4第1号に規定する日」を「地方税法第19

条の4第1号に規定する日とその期限」に改める。

様式第36号の2（裏）中「その期限が地方税法第19条の4第1号に規定する日」を「地方税法第19条の4第1号に規定する日とその期限」に改める。

様式第86号（裏）及び様式第87号（裏）中「規定より」を「規定により」に、「第53条第20項、第34項、第37項、第38項」を「第53条第32項、第55項、第58項、第59項」に、

自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項
---------	---------------

を

自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項
軽自動車税環境性能割	地方税法附則第29条の13 附則第57条第5項

に改める。

様式第88号（裏）中「規定より」を「規定により」に、「第53条第20項、第34項、第37項、第38項」を

「第53条第32項、第55項、第58項、第59項」に、

自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項
---------	---------------

を

自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項
軽自動車税環境性能割	地方税法附則第29条の13 附則第57条第5項

に改める。

様式第98号を次のように改める。

様式第101号中

「
年 月 日
財務事務所長 様
(申請者)
住所又は
所在地
氏名又は
名 称 ⑩
代理人氏名
」

を

「
年 月 日
財務事務所長 様

請求者 (納税者)	住所又は 所在地	
	氏名又は法人 の名称及び 代表者氏名	
代理人	氏 名	

」

に改め、同様式(注)を次のように改める。

- (注) 1 請求者本人(法人にあつては、代表者本人)であることを確認できる書類(運転免許証等)を提示してください。
- 2 代理人が請求する場合は、委任状を添付するとともに、代理人本人であることを確認できる書類(運転免許証等)を提示してください。
- 3 ※印の箇所は、記入しないでください。
- 4 不要の文字は、抹消してください。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている請求書は、改正後の静岡県税賦課徴収規則の相当する様式により提出された請求書とみなす。
- この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。